

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
( 公 印 省 略 )

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）が令和6年厚生労働省告示第327号をもって改正され、令和6年11月12日から適用することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（注射薬2品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

(2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	7, 339	3, 626	2, 068	26	13, 059

2 関係通知等の一部改正について

(1) 「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和6年3月5日付け保医発0305第2号）を以下のとおり改正する。

① 別紙1に別添1に掲げる医薬品を、別紙3に別添2に掲げる医薬品を加え、令和6年11月12日から適用すること。

別紙1 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品  
※令和6年11月12日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	1214405A3036	ロピバカイン塩酸塩水和物	0.75%10mL 1管	ロピバカイン塩酸塩0.75%注75 mg/10mL「テルモ」	テルモ	260.00
注射薬	1214405A4032	ロピバカイン塩酸塩水和物	0.75%20mL 1管	ロピバカイン塩酸塩0.75%注15 0mg/20mL「テルモ」	テルモ	520.00

別紙3 診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」  
※令和6年12月1日より適用

区分	薬価基準記載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	1214405A3028	ロピバカイン塩酸塩水和物	0.75%10mL 1管	アナペイン注7.5mg/mL	サンドファーマ	520.00
注射薬	1214405A4024	ロピバカイン塩酸塩水和物	0.75%20mL 1管	アナペイン注7.5mg/mL	サンドファーマ	946.00
注射薬	1214405A5020	ロピバカイン塩酸塩水和物	1%10mL1管	アナペイン注10mg/mL	サンドファーマ	509.00
注射薬	1214405A6027	ロピバカイン塩酸塩水和物	1%20mL1管	アナペイン注10mg/mL	サンドファーマ	802.00

(参考1)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
1	注射薬 ロピバカイン塩酸塩0.75%注75mg/10mL「テルモ」	ロピバカイン塩酸塩水和物	0.75%10mL 1管	260
2	注射薬 ロピバカイン塩酸塩0.75%注150mg/20mL「テルモ」	ロピバカイン塩酸塩水和物	0.75%20mL 1管	520